

足立区育児・介護休業取得応援奨励金 【募集要項】

1 奨励金事業の概要

従業員の育児休業または介護休業取得に取り組んだ足立区内の事業者に対し、奨励金を交付することにより、育児休業及び介護休業の取得を促進し、働きやすい職場環境の推進を図ります。

2 足立区奨励金交付対象事業者の要件

申請を行う日において、次に掲げる要件を全て満たす事業者が対象となります。

- (1) 区内の事業所で実質的に事業活動を行っていること。
- (2) 対象となる東京都奨励金の支給の決定を受けていること。
- (3) 対象となる東京都奨励金の決定を受けてから1年以内であること。

※ 本事業の対象となる事業者の定義は別紙（P 5～6）のとおりです。

3 対象となる東京都奨励金【実施主体：公益財団法人東京しごと財団】

(1) 働く人の育児応援奨励金【新規追加！】

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/ikugyoouen/ikugyo-shorei.html>



(2) 働くパパママ育児応援奨励金

働くパパコースNEXT、もっとパパコース

働くママコースNEXT、パパと協力！ママコース

(3) 介護休業取得応援奨励金

https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/kaigokyugyo/kaigo_shoreikin.html



4 奨励金交付額（足立区上乗せ支給）

15万円

東京都の奨励金に上乗せして、以下の金額を支給します。

- ・ 育業（育児休業）：15万円
- ・ 介護休業：15万円

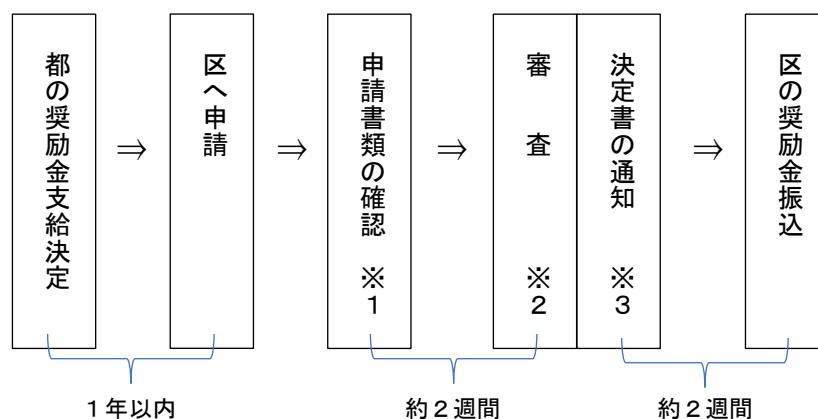
併給の場合：最大30万円（15万円＋15万円）。

※ 「育業」「介護休業」それぞれ、1事業者あたり交付は1回限りです。

※ 過去に本奨励金を受給したことがある事業者は申請できません。

働くパパママ育業応援奨励金 以下4コースのうちいずれかを受給				NEW! 働く人の育業応援奨励金	介護休業取得応援奨励金
働く パパコース NEXT	もっと パパコース	働く ママコース NEXT	パパと協力! ママコース	育児休業	介護休業
↓上乗せ				↓上乗せ	↓上乗せ
足立区奨励金 「育業」での交付は1企業あたり一回限り				+	足立区奨励金 「介護休業」での交付は 1企業あたり一回限り
15万円					15万円
「育業」と「介護休業」の併給は可 30万円(15万円+15万円)					

5 奨励金事業の流れ



※1 申請書類について不足がないか、内容に不明点はないか等の確認をします。

※2 申請書類の状況によって、審査期間はこの限りでない場合があります。

※3 審査により、交付または不交付の決定書を通知します。

6 申請期限

東京都奨励金の決定（支給決定通知書の決定日）を受けてから1年以内が申請期限となります。

※ 先着順。上記期限内であっても、申請が予定件数に達した際には受付を締め切らせていただきます。

※ 申請期限となる日が土・日・祝日・年末年始の場合は、期限日より前の最短の営業日を申請期限日とします（消印有効）。

※ 申請の受付は通年行っています。

7 申請方法

次のいずれかの方法によりご申請ください。

(1) 郵送（簡易書留）または窓口持参

「8 提出書類」の書類を次の宛先に郵送（簡易書留）または窓口にご提出ください。

〒123-0851 足立区梅田7-33-1 エル・ソフィア2階（男女参画プラザ）
足立区地域のちから推進部 多様性社会推進課 奨励金担当

■窓口受付時間：土・日・祝日・年末年始を除く平日8時30分から17時まで

(2) オンライン申請

「8 提出書類」の書類を区ホームページ内「オンライン申請」にてご提出ください。

<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/3390>



8 提出書類

◆申請時の提出物一覧

No	提出書類
1	交付申請書（様式第1号） ※ 申請日は申請書類の発送日を記入してください。
2	交付対象となる東京都奨励金の支給決定通知書の写し ※ 決定日から1年以内のもの
3	事業所が実際に存在していることが客観的に確認できるもの （例：ホームページ掲載画面の写し、会社案内または会社概要等）

◆交付申請書様式は次のとおり入手してください。

区ホームページから様式をダウンロード

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/sankaku/chiikibunka/kuminsanka/ikujikaigoshoureikin.html>



◆注意事項

※ 申請書と添付書類がすべて揃い、内容に不備が無いことを確認した時点で、申請書の正式受領となります。

※ 申請内容の確認や問い合わせに対してご回答いただけない場合等は、申請を辞退されたものとみなします。

9 決定通知について

- (1) 審査により、交付または不交付が決定されます。
- (2) 書面（決定通知書）にて審査結果（交付の可否および交付額）を通知します。
- (3) 審査の結果、交付決定されない、または申請額から減額して交付決定される場合があります。

10 奨励金の支払いについて

区が申請を受理してから申請書に記載された口座に支払われるまで約1か月程度かかります。

11 交付決定の取り消し、奨励金の返還

- (1) 次のいずれかに該当した場合は、交付決定を取り消すことがあります。
 - ア 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
 - イ 交付事業者等（法人その他の団体にあつては、代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - ウ 申請の要件に該当しない事実が判明したとき。
 - エ 交付決定の内容、これに付した条件に違反したとき。
- (2) 奨励金交付決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めて奨励金を返還していただきます。

12 担当・お問い合わせ先

足立区地域のちから推進部 多様性社会推進課（男女参画プラザ）
住所：〒123-0851 足立区梅田7-33-1 エル・ソフィア2階
電話：03(3880)5222（直通） F A X：03(3880)0133
Eメール：danjo@city.adachi.tokyo.jp

■別紙 本事業の対象となる事業者

1 区内で事業を営む中堅・中小企業等または個人事業主であること

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に定める会社
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 3 条第 2 号に定める特例有限会社
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 22 条若しくは第 163 条の規定により成立した法人等（①～⑩を含む）
 - ① 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 30 条の 2 第 1 項で定める「弁護士法人」に該当するもの
 - ② 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 34 条の 2 の 2 第 1 項で定める「監査法人」に該当するもの
 - ③ 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 48 条の 2 で定める「税理士法人」に該当するもの
 - ④ 行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 13 条の 3 で定める「行政書士法人」に該当するもの
 - ⑤ 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 26 条で定める「司法書士法人」に該当するもの
 - ⑥ 弁理士法（平成 12 年法律第 49 号）第 37 条第 1 項で定める「弁理士法人」に該当するもの
 - ⑦ 社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 25 条の 6 で定める「社会保険労務士法人」に該当するもの
 - ⑧ 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 26 条で定める「土地家屋調査士法人」に該当するもの
 - ⑨ 医療法人、社会福祉法人、学校法人等、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 2 の「公益法人等」に該当するもの
 - ⑩ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 3 の「協同組合等」に該当するもの
- (4) 法人税法別表第 2 の「公益法人等」に該当するもののうち、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について公益法人等とみなされる、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項で定める特定非営利活動法人
 - ただし、特定非営利活動法人のうち、次のアからウのいずれかを満たすものは除きます。
 - ア 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの
 - イ 特定団体の構成員または特定職域者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
 - ウ 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの
- (5) 労働者協同組合法（令和 2 年法律第 78 号）に定める労働者協同組合（ただし、法人税法別表第 2 の「公益法人等」に該当するもの及び同法別表第 3 の「協同組合等」に該当するものを除く。）

2 企業等の形態を満たしていること

3 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成 31 年 3 月 19 日付 30 総行革監第 91 号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体または東京都が設立した法人でないこと

4 個人事業主の場合は区内に事業所地があり税務署へ開業届を提出していること

5 中小企業等の場合は区内に本店登記、または支店の事業所があること

6 区内に本店登記や支店の事業所があるだけでなく、区内の事業所で実質的に事業活動を行っていること

実質的に事業活動を行っているとは、単に建物があることだけではなく、客観的に見て事業活動が行われていることを指します。申請書、ホームページ、看板や表札、電話等連絡時の状況、営業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

7 申請日の前日から起算して過去5年間に重大な法令違反等がないこと

違法行為による罰則の適用を受けた場合や労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合などの法令違反等があった企業等は申請できません。また、法令違反等の状況が解消されてから5年が経過している必要があります。

◆重大な法令違反とは次のことを指します。

- (1) 刑事罰、営業停止処分を受けた場合
- (2) 労働基準監督署により検察官に送致された場合
- (3) 消費者庁の措置命令があった場合
- (4) 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合

8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業およびこれに類する事業を行っていないこと

9 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員および同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）および法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと

10 常時雇用する従業員に関する定義

常時雇用する従業員とは次の①～③を指し、登録型派遣労働者は除きます。

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
- ② 有期雇用の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる（*）労働者
- ③ 日々雇用契約更新される従業員でも、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる（*）労働者

* 「見込まれる」とは、労働契約書等により1年を超える期間まで引き続き雇用契約が締結されていることを指します。

記入例

様式第1号（第4条関係）

（提出先）足立区長

足立区育児・介護休業取得応援奨励金交付申請書

足立区育児・介護休業取得応援奨励金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり奨励金の交付を申請します。なお、支給が決定した場合は、下記の口座に振り込んでください。

		記		〇〇年〇〇月〇〇日	
申請額		150,000 円		該当にチェック [交付対象奨励金] 該当するものに ☒ ☐ 東京都 働くパパママ育児応援奨励金 ☐ 東京都 介護休業取得応援奨励金 ☐ 東京都 働く人の育児応援奨励金	
申請者		事業者名（団体名） 株式会社〇〇〇〇			
		代表者役職・氏名 代表取締役 〇〇 〇〇			
		所在地 〒（*** - ****） 足立区中央本町〇-〇〇-〇			
		担当者名 〇〇 〇〇			
		電話番号	03-****-****	FAX	03-****-****
		ホームページ URL	https://www.***.*****.*****.jp/*****/*****/***.html		
		メールアドレス		***@****.****.****.jp	
主な業務内容		〇〇業	従業員数	50 人	
振込先金融機関		〇〇〇 銀行 信用金庫 信用組合 農協 △△△ 本店 支店 出張所			
振込口座	預金種別	☒ 1 普通 ☐ 2 当座 ☐ 4 貯蓄 （○で囲む）			
	口座番号	1 2 3 4 5 6 7			
	フリガナ	カ) マルマルマルマル			
	名義	株式会社〇〇〇〇			

（注）個人名義または別法人の口座に振り込むときは、別途、委任状が必要です。

本申請の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区職員が行うことに同意します。

申請者 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

様式第1号（第4条関係）

（提出先）足 立 区 長

足立区育児・介護休業取得応援奨励金交付申請書

足立区育児・介護休業取得応援奨励金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり奨励金の交付を申請します。なお、支給が決定した場合は、下記の口座に振り込んでください。

記

年 月 日

申 請 額	円	〔交付対象奨励金〕該当するものに ☒ ☐ 東京都 働くパパママ育児応援奨励金 ☐ 東京都 介護休業取得応援奨励金 ☐ 東京都 働く人の育児応援奨励金			
申 請 者	事業者名（団体名）				
	代表者役職・氏名				
	所在地 〒（ ）				
	担当者名				
	電話番号		F A X		
	ホームページ URL				
	メールアドレス				
	主な業務内容		従業員数	人	
振込先金融機関		銀 行 信用金庫 信用組合 農 協 本店 支店 出張所			
振 込 口 座	預金種別	1 普通 2 当座 4 貯蓄 （○で囲む）			
	口座番号				
	フリガナ				
	名 義				

（注）個人名義または別法人の口座に振り込むときは、別途、委任状が必要です。

本申請の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区職員が行うことに同意します。

申請者 氏名 _____